

経営管理権集積計画

1 個別事項

理 番 号	集R3松25	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 松山市長・野志 克仁		(所在地) 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種
1	松山市錦野町乙2225番 松山市錦野町乙2226番 松山市錦野町乙2227番 松山市錦野町乙2228番	257	24	1	山林	0.22	ヒノキ
2	松山市錦野町乙508番142	258	22	0	山林	0.18	スギ
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権による収益から伐採等に要する経費を控除しておいて甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除しておいて甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

経営管理権設定期間は別添
図面のとおり

別添3 参照

別添2 の①参照

別添1 の①を参照

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松山市窪野町乙225番 松山市窪野町乙226番 松山市窪野町乙227番 松山市窪野町乙228番	257	24	1	山林	0.22	ヒノキ	44					
2	松山市窪野町乙508番142	258	22	0	山林	0.18	スギ	62					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所所(同上)



権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所所(同上)



松山市長 野志 克也

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めることにより、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めることにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行ふものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- 経営管理実施権の設定は行わない。